

令和元年第10回高梁市教育委員会（定例）会議録

1. 招 集 令和元年9月26日 午後1時30分
2. 開 会 令和元年9月26日 午後1時30分
3. 閉 会 令和元年9月26日 午後3時21分
4. 会議の種別 定例会（第1日）
5. 会議の場所 高梁市役所 5階会議室出席、欠席した委員の番号及び氏名

議席番号	氏 名	出欠の別	備 考
1	川 上 は る 江	出 席	
2	吉 川 昭	出 席	
3	渡 邊 あ り さ	出 席	
4	藤 井 祥 生	出 席	

6. 説明のため会議に出席を求められた者の職氏名

職 名	氏 名	備 考
—	—	

7. 会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	備 考
教 育 長	小 田 幸 伸	
教 育 次 長	竹 並 信 二	
参 与	田 村 啓 介	
教 育 総 務 課 長	大 福 克 志	
学 校 教 育 課 長	石 原 洋 重	
社 会 教 育 課 長	渡 辺 丈 夫	
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	藤 井 正 宣	
文 化 セ ン タ ー 所 長 代 理	原 田 貴 子	
教 育 総 務 課 総 務 係 長	村 上 靖 恵	

9. 会議に付した議案の題目及びその結果

議案番号	件名	結果
議案第66号	令和元年度高梁市教育委員会表彰について	可決
議案第67号	高梁市立小学校小規模特認校指定実施要綱	可決
議案第68号	高梁市小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則	可決
議案第69号	高梁市学校運営協議会運営要綱	可決
議案第70号	高梁市立中井学園（小学校・幼稚園）学校運営協議会委員の委嘱等について	可決
議案第71号	高梁市立宇治学園学校運営協議会委員の委嘱等について	可決
議案第72号	高梁市立松原小学校学校運営協議会委員の委嘱等について	可決
議案第73号	高梁市立富家小学校学校運営協議会委員の委嘱等について	可決

10. 会議録署名委員の番号及び氏名

第3番 渡邊 ありさ

第4番 藤井 祥生

11. 議事の内容

別紙会議議事要録のとおり

第10回教育委員会（定例）会議議事要録

1. 開会

教育長あいさつ

昨年の9月定例会でのあいさつを読み返すと、7月豪雨災害対応の人事異動により、数人が教育委員会から市長部局への転出となり、教育委員会においても業務が山積する中、転出者の早期の復帰を望んでいるといった話をさせていただいていた。当時を思い返してみると、職員が減員となる中での災害対応業務と通常業務で、何をしているのか分からないような状況にあったように思う。

隣接する新見市では、先の局地的な豪雨により大きな被害が発生している。本市では、今のところ台風等による大きな被害はないが、昨年度のような災害が起こらないことを祈るとともに、タイムライン等の整備やハード面での復旧工事に取り組み、安全なまちづくりを進めているところである。

教育委員の皆さんには、ご多用の中、各地域の運動会に参加いただき感謝する。また、ご意見等もお聞かせ願いたい。

9月定例市議会が閉会し、これからヒルクライムチャレンジシリーズ高梁吹屋ふるさと大会、Vリーグ高梁大会の開催、またノーベル生理学・医学賞受賞者の大村智さんの講演会、吉備国際大学まちなか特別ゼミナールでは本市出身の歌人・清水比庵に関する講演とシンポジウムが行われる。この他にも多くの地域イベントが予定されている。教育委員の皆さんもさまざまな場へ参加いただいていることと思うが、皆さんが得られた情報や新しい気付きを教育行政にも生かしていただくよう、今後ともご指導ご鞭撻をお願いしたい。事務局からもさまざまな情報をお伝えしたい。

2. 前回教育委員会の報告

教育長 教育委員	<p>前回の報告に対する質問、意見等はあるか。</p> <p>旧吹屋小学校校舎の保存修理工事の遅延については、運動会等に参加する中で多くの市民の皆さんから、市は発注者責任として、疑問に思ったことは工程会議等で詳細な説明を求めるべきであったし、対応策についても遅延の可能性が出てきた時点でもっと協議できたのではないか。教育委員会はその過程をきちんと把握していたのかといったご意見をいただいた。</p> <p>市民の皆さんのご意見はもったもなことであるし、何度か事務局からの説明はあったものの、教育委員の立場からもっと早い段階での会議招集や事業説明を求める必要があったと反省しているところでもある。今回の件を踏まえ、教育委員会として、今後さらにしっかりと取り組んでいかなければならないと感じている。</p>
教育長	<p>他に意見等はあるか。なければ承認の挙手を願いたい。</p> <p>（全員挙手）</p>
教育長	<p>前回の会議録は、承認する。</p>

3. 教育長の報告

(1) 議会関係

8月23日(金)	議会全員協議会
9月4日(水)	9月定例市議会開会
9月10日(火) ～12日(木)	本議会(一般質問)

9月13日(金)	本議会(議案質疑)
9月18日(水)	常任委員会(総務文教委員会)
9月25日(水)	9月定例会市議会閉会

(2) 行事等

8月26日(月)	有漢地域の教育環境を考える会からの要望書受領
8月26日(月)	校園長会
8月26日(月)	高梁ライオンズクラブ EM活性液贈呈式
8月27日(火)	交通安全対策協議会本部会議
8月27日(火)	学校給食献立検討委員会
8月28日(水)	全国大会壮行会・報告会及び教育長スポーツ功労賞授与式
8月30日(金)	いじめ問題連絡対策協議会
8月30日(金)	備中たかはし松山踊り反省会
8月31日(土)	吉備国際大学シャルム プレナスチャレンジリーグプレーオフ順位決定戦 ※9/7、9/14
9月1日(日)	高梁市長杯争奪岡山県社会人バレーボール大会 [高梁市民体育館]
9月3日(火)	成羽複合施設管理運営提案書受領
9月9日(月)	ぱくぱく食べよう朝ごはん(富家小学校)
9月14日(土)	成羽美術館 秋の特別展「画家とパレット-近代の巨匠たち-」開会式
9月15日(日)	成羽小学校運動会
9月15日(日)	松竹大歌舞伎 [高梁総合文化会館]
9月17日(火)	備北ブロックG・Gペア交歓大会 [神原スポーツ公園]
9月19日(木)	高梁北中学校研究発表会
9月20日(金)	秋の交通安全県民運動出発式 [高梁警察署]

4. 議事

教育総務課長	議案第66号「令和元年度高梁市教育委員会表彰について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	高梁市教育委員会表彰規程運用細則では、1個人、1団体を原則としているが、これまでも状況に応じ柔軟な対応をさせていただいたこともあり、今回は2個人の表彰をお願いするものである。 何か意見等はあるか。なければ賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	被表彰者を決定し、議案第66号は、可決する。 次の議案第67号、議案第68号は関連があるので、一括して説明を願う。
学校教育課長	議案第67号「高梁市立小学校小規模特認校指定実施要綱」、議案第68号「高梁市小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	小規模特認校に指定する学校として、今回、指定申請のあった福地小学校が挙げ

学校教育課長 教育長 学校教育課長	<p>られているが、他の学校を指定することとなった場合には要綱改正で追加するということでよいか。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>参考として、今年度、他に検討した学校はあったか。</p> <p>松原小学校と宇治小学校である。宇治小学校はすでに児童数が15人を下回っており、松原小学校は近々下回る状況となっている。制度の説明は行ったが、保護者や地域との協議の中で、今年度は見送るとの報告を受けている。</p>
教育長	<p>何か質問等はあるか。なければ議案第67号の可決に賛成の方は、挙手願う。</p> <p>(全員挙手)</p>
教育長	<p>議案第67号は、可決する。</p> <p>次に、議案第68号の可決に賛成の方は、挙手願う。</p> <p>(全員挙手)</p>
教育長	<p>議案第68号は、可決する。</p>
学校教育課長	<p>議案第69号「高梁市学校運営協議会運営要綱」は、議案に沿って事務局より説明。</p>
教育長 学校教育課長	<p>この運営要綱は、コミュニティ・スクールの本格導入に当たって制定するものか。</p> <p>平成29年度の巨瀬小学校での導入の際に学校運営協議会運営規則を制定している。本来であれば、規則と併せて定めておくべきであった手続きに関する要綱を今回制定するものである。</p>
教育委員	<p>要綱の内容については異存ないが、各地のコミュニティ・スクールの状況を見聞きする中で、委員の研修が追いついていないという話も聞く。委員自身が何をすればいいのかわからないまま時間が経過し、コミュニティ・スクールそのものも消滅したような例も聞いている。教育委員会として、研修を考えていく予定はあるのか。</p>
学校教育課長	<p>コミュニティ・スクールは新しい制度であり、今後の地域とともにある学校づくりには必要なものである。法律でも努力義務とされたので、やはり研修は必要と考える。現在は、兵庫教育大学の先生を招いての代表者向けの研修を行ったり、学校教育課の担当者が各学校に出向いて委員に説明しており、これらは今後も継続していく予定である。今年度は、府中市で開催された全国大会に参加したり、校舎長会でも府中市の学校で視察研修に行ったりしている。</p>
教育長	<p>この制度は、形だけ取り入れても面倒なだけの制度ということになりかねず、学校運営の改善が結果として、子どもたちの成長、地域の活性化につながらなければ意味がない。今後も制度の意義をしっかりと伝え取り組んでいきたいと考えている。</p>
教育委員	<p>府中市はコミュニティ・スクール以外にも、府中学園という義務教育学校も設置されており、高梁市にとっても今後の取り組みの参考になるので、教育委員も知っておく方がよいとも思っている。日程が合えば、教育委員が視察に同行させてもらうことは可能か。</p>
学校教育課長	<p>同行いただくことは、もちろん可能である。視察を計画した場合には、今後は教育委員の皆さんにもご案内できればと思う。</p>
教育長	<p>他に何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。</p> <p>(全員挙手)</p>
教育長	<p>議案第69号は、可決する。</p> <p>次の議案第70号から議案第73号は関連があるので、一括して説明を願う。</p>
学校教育課長	<p>議案第70号「高梁市立中井学園（小学校・幼稚園）学校運営協議会委員の委嘱等について」、議案第71号「高梁市立宇治学園学校運営協議会委員の委嘱等について」、議案第72号「高梁市立松原小学校学校運営協議会委員の委嘱等について」、議案第73号「高梁市立富家小学校学校運営協議会委員の委嘱等について」は、議案に沿って事務局より説明。</p>
教育長 学校教育課長	<p>保育園は対象としていなかったか。</p> <p>高梁市学校運営協議会規則で指定できる学校の対象として定めているのは、小学校、中学校、高等学校の他、幼稚園、こども園である。保育園の所管は厚生労働省であるため、文部科学省では、こども園は含まず幼稚園のみとなっている。</p>

教育長 学校教育課長	市の規則に保育園を追加することは、法律に抵触することになるか。 可能であると思われるが、例えば、PTAの有無といった保育園の組織についても研究していく必要があると考える。
教育委員	地方公共団体からの働きかけが法律の改正につながった例もある。国も就学前教育の均質化を目指しているところであり、地方から働きかけていってもよいのではないか。
教育長 教育委員	保育園に関しては、研究を進めていきたい。 今回、提案のあった学校運営協議会委員の名簿を見てみると、各地域でこれまでもよく学校に協力し支えてきた方々が選出されている印象である。一つのチームということでは、このように地域をよく知る人から成る委員構成でもよいと思う。しかし、もっと異なる角度の視点で学校に意見できる第三者的立場の委員に入ってもらい、今後は必要であり課題であるとする。学識経験者として選出されるのは、地域の教員OBになりがちである。教育委員会も委員の推薦を行う学校長に助言できるよう、先進地の事例を研究する必要がある。
学校教育課長	委員のご意見のとおり、現状としては委員構成が地域の人で固まっている。委員に委嘱、任命できる者として規則で定めている学識経験者、あるいは教育委員会が必要と認める者ということでの人選について今後検討していきたい。
教育長	各学校運営協議会に入ってもらい方法、市全体のアドバイザーとしていろいろな学校を見てもらう方法など、いろいろな手法が考えられる。例えば、矢掛町では学校評価に力を入れており、各学校に大学の先生を付けて3年ごとに学校評価を受け、そこで出された課題等を学校運営協議会全体で協議し実現していくような仕組みを作っているような例もある。第三者の視点も取り入れて、学校を評価していくことは非常に大切であると考えている。
教育長	他に何か質問等はあるか。なければ、まず議案第70号の可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手) 議案第70号は、可決する。 次に、議案第71号の可決に賛成の方は、挙手願う。
教育長	(全員挙手) 議案第71号は、可決する。 続いて、議案第72号の可決に賛成の方は、挙手願う。
教育長	(全員挙手) 議案第72号は、可決する。 最後に、議案第73号の可決に賛成の方は、挙手願う。
教育長	(全員挙手) 議案第73号は、可決する。

4. その他

(1) 9月定例会市議会 任期満了に伴う教育長及び教育委員の任命同意について (教育次長)

教育次長	先日の9月定例会市議会最終日に、市長から人事案件の追加議案が上程されたので、ご報告する。 小田幸伸教育長が任期満了により、市長から再任の推薦を受け、全会一致で同意された。任期は、11月16日からの3年間である。 また、吉川昭教育委員が任期満了により、同じく市長から再任の推薦を受け、全会一致で同意された。任期については、11月16日からの4年間である。
------	--

(2) 旧吹屋小学校校舎の保存修理について (社会教育課長)

教育委員	今回、工期を2年延期することになるが、再び延期や予算が不足するといったことが起こる心配はないのか。
社会教育課長	総務文教委員会では、事業の確実な進行管理を行うこととの付帯決議がなされたところであるが、2年の延期で大丈夫なのかというご意見は多くいただいた。この2年という期間については、県や国へ対応を相談する中でも、施工者や監理者へ再三確認した部分である。また、工期内の完成に向けて、我々もこれまで以上に細やかに確実な進行管理を行っていききたいと考えている。

教育委員	再度、計画変更の内容について整理させてもらいたい。工期は2年の延長、事業費は6,200万円の増額ということでよかったか。
社会教育課長	そのとおりである。
教育委員	遅延に関する協議を踏まえ、現在は大工の人数を増員して対応がされているということであるが、施工者に対して現在行っているような要求をもっと早い段階で行うことは難しかったか。
社会教育課長	毎月実施する工程会議での細かい部分での情報共有ができていなかったということに尽きると思うが、今年の7月豪雨災害以降、作業に当たることができる専門的な大工が不足していたことは確かなようである。
教育委員	現場としては、文化財の保存修理としての品質の確保ができるよう作業を進めたいという思いが強かったのではないかと推測する。また、例えば、倉敷市の文化財修復でも工期や事業費が倍になった例も多くあり、監理者や施工者の中には、業界の慣習としての甘い考えもあったのではないかと感じているところでもある。
社会教育課長	発注者としても、専門知識の不足から確認が十分ではなかった面があると反省するところであるので、今後はささいな疑問でもあっても何度も投げかける、素人にも分かる説明を求めるといったことを確実にやっていきたいと考えている。
教育委員	倉敷市等で古民家再生に関わっているような専門家に、アドバイザーとして意見を求めるといったような計画はなかったのか。
社会教育課長	監理者は、京都市の一般財団法人建築研究協会であるが、文化財専門の全国規模の設計業者は3社ほどしかなく、文化庁の紹介も受けて委託した経緯もあり、全国屈指の選りすぐりの専門家という認識と持っていた。これまでのノウハウを踏まえて設計されたものとは考えるが、結果として当初の5年という施工期間の見込みが甘かったのではないかと感じているところである。
教育委員	ただし、今回の件を踏まえて他のさまざまな設計業者にも意見を聞いてみたところ、文化財や古民家の解体修復というものは、新材を使った建築とは異なり、解体してみないと分からない部分があるのは仕方ないというのが一般論のようであった。とはいえ、再度の工期延長といった事態を招くことのないよう、施工者と監理者に対しては施工監理の体制強化を求め、改善を図ってもらっているところであり、今後その体制が緩むことのないよう、発注者としてもきちんとチェックを行っていききたいと考えている。
社会教育課長	工期の2年延長によって、見込んでいた観光面での経済効果に損失が生じることになると思うが、その補償はどうなっていくのか。
教育委員	市の顧問弁護士と相談中であるが、今回の原因があらかじめ予見できて、それを行わなかったということが立証できれば、契約書で定めてある範囲内での責任は問えるかもしれないというのが弁護士の見解であった。
社会教育課長	建築部材の腐朽が想定を超えていたこと、7月豪雨災害等の影響で大工の確保が困難になったこと、これらの要因を踏まえると、遅延の責任が直接的に全て施工者にあるとは言い難いとも思われる。
教育委員	ただし、市としても観光面での損失はあると考えているところであり、今後、顧問弁護士とも相談しながら、施工者や監理者に負担を求めるべき部分はできる方法を検討していきたいと思っている。
教育委員	工事の遅延を逆手に取ったイベント等も考えてはどうか。例えば、当初の完成予定日にプロジェクションマッピングを投影して観光客を呼ぶというのも一つのアイデアではないだろうか。
教育委員	ただ今のご意見に大いに賛成である。吹屋地区の住民は来年4月の完成を心待ちにしていたのでショックもあったが、今はピンチをチャンスに変えようと話し合っている。例えば、空き家を活用した旧吹屋小学校に関する無料の写真展等、いろいろとアイデアを出し合っている。また、解体時に行われた一般公開には非常に多くの人が訪れたので、組立時にも同様の一般公開は検討できないだろうか。
教育委員	4月以降、工事が完成していると思って訪れる観光客もいると思うが、そうした観光客の皆さんが不信感を抱くのではなく、工事の遅延理由に納得して、2年後の完成を楽しみにしながら再び吹屋を訪れてもらえるような取り組みが必要である。
教育委員	姫路城の修復工事のようなドキュメンタリーが制作できればよいと思う。子どもたちはもちろん、大人にとっても、めったに見られるものではない職人の技に触れることができ、生涯学習の一環にもなるのではないか。

<p>参与</p>	<p>文化財の修復は、特殊性が伴うことから、工期の設定等についても専門家でも狂いが生じることがあるという状況の中で行っているものである。そうしたトラブルを含めた今回の案件については、委員から提案いただいたご意見も参考に、工期に影響が出ない範囲での現場の一般公開といったことも検討していきたい。</p> <p>宮大工のような特殊技術者の雇用状況について以前調査したことがあるが、文化財の修復というのは頻繁にあるものではないので、今回の施工業者にしてみても多くの人数は抱えておらず、周辺の会社から寄せ集めて作業に当たるということが実態としてあるため、職人の確保という点でも多くの問題が含まれていた。</p> <p>また、古民家再生等に関わる民間アドバイザーからの意見をとのご意見もいただいたが、指定文化財の修復に当たっては保存修理委員会を設置しており、委員として文化財の専門家にも加わってもらい、ご意見をいただいているところである。委員会の場には、施工者、設計監理者も同席して、委員と工法等に関する意見のやり取りを行っているが、それに時間を要したことにも遅延の一因がある。</p>
-----------	--

- (3) 「吉備国際大学まちなか特別ゼミナール - 比庵短歌への誘い -」の開催について
(文化センター所長代理)

- (4) 令和元年度岡山市町村教育委員会委員研修会について (教育総務課長)

5. 閉会 午後3時21分閉会

高梁市教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年10月25日

署名委員 渡邊 ありさ

署名委員 藤井 洋子

作成職員 村上 靖恵